

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）																																	
（別紙2） 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件 （資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）） 第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1, 2 （略） 3 多面的機能の増進を図る活動 <table><tr><th>活動区分</th><th>活動項目</th><th>活動要件</th></tr><tr><td rowspan="12">多面的機能の増進を図る活動</td><td>52 遊休農地の有効活用</td><td rowspan="10">任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・<u>農村関係人口</u>の拡大を毎年度実施する。</td></tr><tr><td>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</td></tr><tr><td>54 地域住民による直営施工</td></tr><tr><td>55 防災・減災力の強化</td></tr><tr><td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td></tr><tr><td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td></tr><tr><td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td></tr><tr><td>58-2 広域活動組織における活動支援</td></tr><tr><td>班の設置及び活動の実施</td></tr><tr><td>58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</td></tr><tr><td>59 知事、市町村長が特に認める活動</td><td rowspan="2">60 広報活動・<u>農村関係人口</u>の拡大</td></tr><tr><td>60 広報活動・<u>農村関係人口</u>の拡大</td></tr></table> 第2 活動の説明 1 施設の軽微な補修等 (1), (2) (略) (3) 実践活動 ア 農用地に関する活動内容 30 農用地の軽微な補修等 ① (略) ② 施設 □暗渠施設の清掃 (略)	活動区分	活動項目	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大を毎年度実施する。	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	58-2 広域活動組織における活動支援	班の設置及び活動の実施	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	59 知事、市町村長が特に認める活動	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大	（別紙2） 鹿児島県 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件 （資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）） 第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1, 2 （略） 3 多面的機能の増進を図る活動 <table><tr><th>活動区分</th><th>活動項目</th><th>活動要件</th></tr><tr><td rowspan="10">多面的機能の増進を図る活動</td><td>52 遊休農地の有効活用</td><td rowspan="10">任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・<u>農村関係人口</u>の拡大を毎年度実施する。</td></tr><tr><td>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</td></tr><tr><td>54 地域住民による直営施工</td></tr><tr><td>55 防災・減災力の強化</td></tr><tr><td>56 農村環境保全活動の幅広い展開</td></tr><tr><td>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</td></tr><tr><td>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</td></tr><tr><td>58 (追加)</td></tr><tr><td>59 知事、市町村長が特に認める活動</td></tr><tr><td>60 広報活動・<u>農村関係人口</u>の拡大</td></tr></table> 第2 活動の説明 1 施設の軽微な補修等 (1), (2) (略) (3) 実践活動 ア 農用地に関する活動内容 30 農用地の軽微な補修等 ① (略) ② 施設 □暗渠施設の清掃 (略)	活動区分	活動項目	活動要件	多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大を毎年度実施する。	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	54 地域住民による直営施工	55 防災・減災力の強化	56 農村環境保全活動の幅広い展開	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	58 (追加)	59 知事、市町村長が特に認める活動	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大	【国実施要領】（別記1－2） <u>国が定める活動指針及び活動要件の変更に基づく</u> 58-2, 58-3 ※58 の枝番に変更するよう国から指示あり <u>「農村関係人口」を「農村関係人口」に修正（以下同様に修正）</u>
活動区分	活動項目	活動要件																																	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大を毎年度実施する。																																	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化																																		
	54 地域住民による直営施工																																		
	55 防災・減災力の強化																																		
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																																		
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																																		
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																																		
	58-2 広域活動組織における活動支援																																		
	班の設置及び活動の実施																																		
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化																																		
	59 知事、市町村長が特に認める活動	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大																																	
	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大																																		
活動区分	活動項目	活動要件																																	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大を毎年度実施する。																																	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化																																		
	54 地域住民による直営施工																																		
	55 防災・減災力の強化																																		
	56 農村環境保全活動の幅広い展開																																		
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用																																		
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化																																		
	58 (追加)																																		
	59 知事、市町村長が特に認める活動																																		
	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大																																		

2 / 8

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）
・ <u>広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。</u> 58-3 <u>水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</u> ・ <u>5に定める環境負荷低減の取組への対象活動を行うこと。ただし、5割減の取組、長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。</u> 59 <u>知事、市町村長が特に認める活動（略）</u> 60 <u>広報活動・農村関係人口の拡大</u> ・ <u>多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</u> （中略） 5 <u>多面的機能の増進を図る活動における「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の対象活動</u> （1）<u>長期中干し</u> <u>長期中干しは、以下の要件を全て満たすものとする。</u> ア <u>稲の生育中期に14日以上の中干しを実施すること</u> （2）<u>冬期湛水</u> <u>冬期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。</u> ア <u>2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること</u> イ <u>市町村等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること</u> <u>※市町村等が作成する以下の内容の記載されたもの。</u> ①<u>生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること</u> ②<u>生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること</u> （3）<u>夏期湛水</u> <u>夏期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。</u>	60 <u>広報活動・農村関係人口の拡大</u> ・ <u>多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</u> （追加）	

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）
<u>ア 転作田又は湛水可能なほ場であること。</u> <u>イ 概ね2ヶ月以上の湛水期間を確保するため（開放水面を確保すること）、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること</u> <u>ウ 6月下旬～9月上旬の期間内に概ね2ヶ月間以上の湛水管理を行うこと</u> <u>エ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること</u> <u>オ 市町村等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること</u> <u>※市町村等が作成する以下の内容の記載されたもの。</u> <u>①生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること</u> <u>②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること</u> <u>（4）中干し延期</u> <u>中干し延期は、以下の要件を全て満たすものとする。</u> <u>ア 中干し開始時期を慣行時期より1カ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つ</u> <u>イ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検補修を実施する</u> <u>（5）江の設置等</u> <u>江の設置等は、以下の要件を全て満たすものとする。</u> <u>ア 10a 当たり原則 10m 以上とし、10m/10a に満たない場合は※のとおり取組面積を調整する。</u> <u>江の形状は、原則として「深さ 10cm 以上、水面幅 30cm 以上」とする。</u> <u>※取組面積(a(※a 未満切り捨て))＝設置した長さ(m)</u> <u>イ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。</u> <u>ウ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。</u> <u>6 環境負荷低減の取組</u> <u>（1）長期中干し</u>		

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）
<u>長期中干しは、以下の要件を全て満たすものとする。</u> <u>ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること</u> <u>イ 栽培する主作物が水稻であること</u> <u>ウ 稲の生育中期に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること</u> <u>(2) 冬期湛水</u> <u>冬期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。</u> <u>ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること</u> <u>イ 栽培する主作物が水稻であること。ただし、令和6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。</u> <u>ウ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること</u> <u>エ 市町村等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること</u> <u>※市町村等が作成する以下の内容の記載されたもの。</u> <u>①生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること</u> <u>②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること</u> <u>(3) 夏期湛水</u> <u>夏期湛水は、以下の要件を全て満たすものとする。</u> <u>ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること</u> <u>イ 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であり、転作田又は湛水可能なほ場であること。</u> <u>ウ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること</u> <u>エ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること</u> <u>カ 市町村等が作成した計画※に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であ</u>		

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）
ること ※市町村等が作成する以下の内容の記載されたもの。 ①生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること ②生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置付けられていること （４）中干し延期 中干し延期は、以下の要件を全て満たすものとする。 ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること イ 栽培する主作物が水稻であること ウ 中干し開始時期を慣行時期より1カ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つ エ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検補修を実施する （５）江の設置等 江の設置等は、以下の要件を全て満たすものとする。 ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること イ 栽培する主作物が水稻であること ウ 10a 当たり原則 10m 以上とし、10m/10a に満たない場合は※のとおり取組面積を調整する。 江の形状は、原則として「深さ 10cm 以上、水面幅 30cm 以上」とする。 ※取組面積(a(※a 未満切り捨て)) = 設置した長さ(m) エ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。 オ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。 7 「6 環境負荷低減の取組」の取組のうち、5割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。 （１）慣行レベル 地域の慣行については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。）に基づき県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて作物ごとに設定することとする（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定するものとする。）。また、県は、地域の慣行レベルを策定又は変更した際は、		

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）
<u>その内容を公表することとする。</u> <u>（2）化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法</u> <u>化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。</u> <u>なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。</u> <u>ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量の合計とする。</u> <u>イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。</u> <u>（3）化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項</u> <u>ア （2）にかかわらず、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。</u> <u>イ 有機農産物規格表B.1の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合であっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。</u> <u>ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等を使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種</u>		

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）
<u>子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。</u>		